

●香川県公告第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年二月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十四年香川県公告第四百九十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター綾南店

綾歌郡綾南町陶二六七七ほか

三 法第八条第一項の規定により綾南町から聴取した意見の概要

二十四時間営業に伴い店舗周辺住民の生活環境を保持するよう配慮すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

綾南町役場経済課

2 縦覧期間

平成十五年二月二十五日（火曜日）から同年三月二十五日（火曜日）まで